

判決年月日	平成16年1月30日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第2部 (旧 第13民事部)
事件番号	平成15年(ネ)2088号		
○我が国に滞在した外国人が創作した著作物について職務著作を認めた事例			

控訴人は、香港に居住していたデザイナーであり、日本のアニメーション制作技術を習得することを希望して来日したが、1回目及び2回目の来日はいわゆる観光ビザによるもの、3回目の来日はいわゆる就労ビザによるものであった。控訴人は、1回目の来日から3回目の来日後まで、被控訴人が企画したアニメーション作品等のキャラクターとして用いるために本件各図画を創作した。本件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件各図画の著作権（複製権、翻案権）及び著作者人格権に基づいて、本件各図画を使用した本件アニメーション作品の頒布及び頒布のための広告・展示の差止め並びに損害賠償を請求した事案である。

原判決は、本件各図画について職務著作を認め、控訴人の請求を全部棄却したため、控訴人が控訴した。差戻し前控訴審判決は、1回目と2回目の来日には、控訴人がいわゆる就労ビザを取得していなかったこと等を理由に、その間に創作した図画については職務著作を否定し、控訴人の請求を一部認容した。被控訴人が上告受理の申立てをしたところ、上告審はこれを受理し、原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき控訴審に差し戻した。

本判決は、控訴人は、被控訴人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたものであり、控訴人と被控訴人との関係は、1回目の来日後から雇用関係であったと認定し、職務著作を肯定して、控訴人の控訴を棄却した。